

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

第204回通常国会において、いわゆるデジタル改革関連法が成立し、今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、デジタル社会の実現に向け、様々な分野での取組が本格的に始動することになるが、政府においては、下記の事項を十分に踏まえた上で、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）に反映していただきたい。

記

1. デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づいて取組ができるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うとともに、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々なことを踏まえ、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、必要な支援を確実に行うこと。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

あわせて、都市自治体における基幹系情報システムに関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

2. 個人情報保護については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法によって、今後、条例による運用からの大きな制度変更となることから、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

3. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、都市自治体ごとに推進体制や進捗状況等が異なることから、目標時期等については柔軟に対応すること。

4. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることから、デジタル社会形成基本法に基づく新たな重点計画の策定等に当たっては、本会に対し、現行の重点計画との関係性を明確にするとともに、十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和3年6月9日

全国市長会